

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』の手続に関するご案内

(2次募集)

家庭から自立して生活している学生のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により、アルバイト収入等が大幅に減少し、学生生活にも経済的な影響を与え、修学の継続が困難になっている学生に対して、現金を支給する制度です。

1 申請基準

(1) 申請対象者

本科4・5年生、専攻科生（留学生含む）

(2) 家計基準

以下の①～⑥をすべて満たす者（留学生は①～⑤及び⑦を満たす者）

①家庭からの多額の仕送りを受けていないこと（年間150万円未満を目安）

②原則として自宅外で生活していること（寮生含む）

③生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が50%以上であること

④家庭（両親のいずれか）の収入減少等により、家庭からの追加支援が期待できないこと

⑤新型コロナウイルス感染症の影響でアルバイト収入（雇用調整助成金による休業補償を含む）が前月比50%以上減少していること

⑥以下の条件のうち、いずれかを満たしている者

1) 「高等教育の修学支援新制度」の第Ⅰ区分の受給者

2) 「高等教育の修学支援新制度」の第Ⅱ区分または第Ⅲ区分の受給者であり、「日本学生支援機構第一種貸与奨学金」の併給を限度額まで利用している者または利用予定の者

3) 「高等教育の修学支援新制度」の申請者または申請予定者であり、「日本学生支援機構第一種貸与奨学金」を限度額まで利用している者または利用予定の者

4) 「高等教育の修学支援新制度」の対象外であり、「日本学生支援機構第一種貸与奨学金」を限度額まで利用している者または利用予定の者

5) 「高等教育の修学支援新制度」及び「日本学生支援機構貸与奨学金」の申請対象外であるが、民間等を含め申請可能な支援制度の利用を予定している者（民間の奨学金受給等）

※「高等教育の修学支援新制度」、「日本学生支援機構第一種貸与奨学金」、「民間等を含め申請可能な支援制度の活用」をいずれも現在申請されていない場合は、1ヶ月以内にいずれかを申請すること。申請に関する詳細内容については、申請時に学生課よりお知らせします。

⑦留学生等については、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的に困窮していることに加え、以下の要件を満たしている者

1) 学業成績が優秀な者（前年度の成績評価係数が2.30以上であること）

2) 1ヶ月の出席率が8割以上であること

3) 仕送りが平均月額90,000円以下であること（入学金・授業料等は含まない）

4) 在日している扶養者の年収が500万円未満であること。

2 支給額

・住民税非課税世帯の学生：20万円

・上記以外の学生：10万円

3 提出書類・期限

(1) 提出書類

- ①学生支援緊急給付金申請書【様式1】
- ②学生支援緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書【様式2】
- ③保護者全員の今年度の課税証明書
- ④申請者本人の令和2年1月以降のアルバイト給与明細（明細がない場合は通帳のコピー）
- ⑤その他申請に必要な添付書類

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』申請の手引きの6頁～7頁を参考に申請書とは別に必要書類を準備のうえ、提出してください。

(例)

- ・アパート等の賃貸契約書の写し（寮生以外の自宅外生）
- ・仕送り金額が分かる預貯金通帳等の写し
- ・奨学金受給していることが分かる奨学生証 等

※③④の書類については本来任意の提出ですが、学校ごとの推薦枠が決まっており、学内で選考を行うため、ご提出をお願いいたします。

(2) 提出期限、提出先

令和2年7月17日（金）17：00まで

明石工業高等専門学校学生課教務学生チーム（学生担当）

（郵送または直接持参にて提出してください）

4 留意事項

- ・申請書類等に虚偽があったときは、許可を取消し、給付金の受給分の返金を求めることがありますので、必ず虚偽申告等ないように申請してください。
- ・その他ご不明な点などございましたら、以下の問い合わせ先までご連絡ください。

（問い合わせ先）

〒674-8501 明石市魚住町西岡679-3

明石工業高等専門学校学生課教務学生チーム（学生担当）

Tel：078-946-6047 FAX：078-946-6053

E-mail：gakusei.jim@akashi.ac.jp